

前回までの議論の結果を踏まえ、ガイドブック構成案を以下のとおり整理した。項目や記載内容が適切か、あるいは、追加すべき項目があるか、御議論いただきたい。

章	大項目	中項目	小項目	記載内容（修正前）
第1章	ガイドライン策定の背景	本県を取り巻く環境	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国を上回るペースで進展する本県の高齢化 ● 交通事故に占める高齢者割合、高齢者の運転免許証自主返納件数は増加傾向 ● バス交通の輸送人員・系統の減、バスの運転手不足
		解決すべき課題	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の公共交通の維持 ● 高齢者等の交通弱者の移動手段の確保
	課題解決に向けた施策の方向性	国における検討の状況	—	<ul style="list-style-type: none"> ● H29「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」において、国が以下の方策の促進について言及 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共交通機関の活用（タクシーの相乗り促進 など） 2. 貨客混載等の促進 3. 自家用有償運送の活用 4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化 5. 福祉行政との連携 6. 地域における取組に対する支援
		国の動向を踏まえた本県の課題解決の方向性	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通に付加価値を持たせる（貨客混載の推進、相乗りタクシーの検討） ● 公共交通を補完する交通サービスの導入を促進する（自家用有償旅客運送や互助による輸送の活用、福祉行政との連携）
	本ガイドラインの目的	別項目（「はじめに」に統合）	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村、NPO法人、交通事業者等に対し、新たな交通サービスの導入に向けたガイドラインを作成 ● ガイドラインの普及を通じて関係者連携の促進を図り、具体的な取り組みに繋げてもらうことが目的

大項目	中項目	小項目	記載内容（修正後）
はじめに	項目の追加		<ul style="list-style-type: none"> ● 十分に安全を担保しながら、既存の公共交通の維持・活用や交通弱者の移動手段の確保が最大限に図られていくことを目指す ● 市町村やNPO等が地域の実情に応じた交通のあり方を考えていく際の参考としていただくため、ガイドブックを作成 ● 制度の要点や留意事項、先進事例などを幅広く掲載し、導入に向けたヒントとして活用してもらうことを想定
ガイドブック策定の背景	本県を取り巻く環境	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国を上回るペースで進展する本県の高齢化 ● 交通事故に占める高齢者割合、高齢者の運転免許証自主返納件数は増加傾向 ● バス交通の輸送人員・系統の減、バスの運転手不足
	解決すべき課題	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の公共交通の維持・活用 ● 高齢者等の交通弱者の移動手段の確保
課題解決に向けた施策の方向性	国における検討の状況	—	<ul style="list-style-type: none"> ● H29「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」において、国が以下の方策の促進について言及 <ol style="list-style-type: none"> 1. 公共交通機関の活用（タクシーの相乗り促進 など） 2. 貨客混載等の促進 3. 自家用有償運送の活用 4. 許可・登録を要しない輸送（互助による輸送）の明確化 5. 福祉行政との連携 6. 地域における取組に対する支援
	国の動向を踏まえた本県の課題解決の方向性	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通に付加価値を持たせる（貨客混載の推進、タクシーの相乗り促進） ● 公共交通を補完する交通サービスの導入を促進する（自家用有償旅客運送や互助による輸送の活用、福祉行政との連携）

ガイドブック構成案の修正について

章	大項目	中項目	小項目	記載内容（修正前）
第2章	公共交通への価値の付加	貨客混載について	制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ●貨客混載とは ・貨客混載の概要やメリットについて記載 ● [参考] 貨客混載による人の輸送 ・貨客混載の一形態であり交通空白地域における移動の最終手段となる可能性があるものとして紹介
			事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> ●事例紹介 ・路線バスによる貨客混載の事例を紹介 [参考] 高速バスによる貨客混載の事例を紹介
			導入に向けたステップ	<ul style="list-style-type: none"> ●《ステップ1》導入に寄与する条件の確認 ・導入の前提となるルートの子条件の確認が必要であることに加え、導入に寄与する3つの条件（距離の条件、輸送量の条件、時間の条件）の確認が必要であることを記載。特に距離の条件のマッチングが重要であることを明記。 ●《ステップ2》導入に向けた関係者間の事前協議 ・事前協議が必要な主な6項目を記載 ・加えて、地域の状況に応じた個別の協議が必要な旨を記載（運行日数など）
		相乗りタクシー等について	制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ●相乗りタクシーとは ・相乗りタクシーの概要やメリットを記載
			事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> ●事例紹介 ・東京都内における相乗りタクシーの実証実験の状況を紹介 [参考] 山梨県内の状況を紹介（タクシー事業者が地域及び期間を限定し、例外的に相乗り輸送を実施）
			本県における導入の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ●観光地における活用の可能性 ・目的地を同じくする観光客を相乗りタクシーでマッチングできる可能性がある旨を記載 ● [参考] 過疎地等における効率的な輸送手段 ・デマンド交通が効率的な輸送の一手段である旨を記載

大項目	中項目	小項目	記載内容（修正後）	
公共交通への価値の付加	貨客混載について	制度概要	<ul style="list-style-type: none"> ●貨客混載とは ・貨客混載の概要やメリット、制度的支援について記載 ● [参考] 貨客混載による人の輸送 ・貨客混載の一形態であり交通空白地域における移動の最終手段となる可能性があるものとして紹介 （運用にあたっての課題も記載） 	
		事例紹介	<ul style="list-style-type: none"> ●事例紹介 ・路線バスによる貨客混載の事例を紹介 [参考] 高速バスによる貨客混載の事例を紹介 	
		導入に向けたステップ	<ul style="list-style-type: none"> ●《ステップ1》導入に寄与する条件の確認 ・導入の前提となるルートの子条件の確認が必要であることに加え、導入に寄与する3つの条件（距離の条件、輸送量の条件、時間の条件）の確認が必要であることを記載。特に距離の条件のマッチングが重要であることを明記。 ●《ステップ2》導入に向けた関係者間の事前協議 ・事前協議が必要な主な6項目を記載 ・加えて、地域の状況に応じた個別の協議が必要な旨を記載（運行日数など） 	
	タクシーの相乗り促進について	現在の状況	●東京都内での実証実験（「相乗りタクシー」）	<ul style="list-style-type: none"> ・相乗りタクシーの概要や考えられるメリットを紹介 ・今後の動向を注視する必要がある旨を記載 [参考] 山梨県内の状況を紹介（タクシー事業者が地域及び期間を限定し、例外的に相乗り輸送を実施）
			「本県における導入の可能性」は削除	

ガイドブック構成案の修正について

章	大項目	中項目	小項目	記載内容（修正前）
第3章	公共交通及び公共交通を補完する移動サービス	移動サービスの種類	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の種類 ・鉄道、乗合バス（路線バス）、乗合タクシー、コミュニティバス、タクシーの概要を記載
			自家用有償旅客運送	<ul style="list-style-type: none"> ●自家用有償旅客運送とは ・自家用有償旅客運送の概要を記載 ●事例紹介 ・県内事例を紹介（「ソntax」）
			許可又は登録を要しない運送（「互助」による輸送）	<ul style="list-style-type: none"> ●許可又は登録を要しない運送とは ・許可又は登録を要しない運送（「互助」による輸送）の概要を記載 ●事例紹介 ・県内事例を紹介
		移動サービスの対象者	—	<ul style="list-style-type: none"> ●移動サービスと主な対象者 ・移動サービスと主な対象者を表で整理 ●対象者の選定における留意点 ・福祉部局やNPO法人等と連携し、対象者の状態に合った移動サービスを提供することが重要である旨を記載

大項目	中項目	小項目	記載内容（修正後）
公共交通及び公共交通を補完する移動サービス	移動サービスの種類	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の種類 ・鉄道、乗合バス（路線バス）、乗合タクシー、コミュニティバス、タクシーの概要を記載 ●事例紹介 ・運行にあたり工夫が見られる事例を紹介
		自家用有償旅客運送	<ul style="list-style-type: none"> ●自家用有償旅客運送とは ・自家用有償旅客運送の概要を記載 （旅客運送事業者による運行委託が可能な旨も記載） 【参考】例外的に、観光客の輸送が可能であることを記載 ●事例紹介 ・県内事例（「ソntax」）に加え、福祉有償運送と市町村運営有償運送の事例を紹介
		許可又は登録を要しない運送（「互助」による輸送）	<ul style="list-style-type: none"> ●許可又は登録を要しない運送とは ・許可又は登録を要しない運送（「互助」による輸送）の概要を記載 ●事例紹介 ・県内事例を紹介
	移動サービスの導入にあたっての留意点	位置の変更 内容の追加	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは既存の公共交通との連携を視野に入れ、相互に組み合わせる形でサービスを提供することの検討が必要な旨を記載 ・公共交通を補完する移動サービスについては、“検討”は並行的、“導入”は優先順位を定めて考え方を整理 ・タクシーについては、現実的な視点から運行エリアを考えていく旨を記載
移動サービスの対象者	—	資料3参照	<ul style="list-style-type: none"> ●移動サービスと主な対象者 ・移動サービスと主な対象者を表で整理 ●対象者の選定における留意点 ・福祉部局やNPO法人等と連携し、対象者の状態に合った移動サービスを提供することが重要である旨を記載

ガイドブック構成案の修正について

第3章

章	大項目	中項目	小項目	記載内容（修正前）
第3章	公共交通及び公共交通を補完する移動サービス	公共交通を補完する移動サービスの円滑な導入・運用に向けたポイント	《ポイント1》対象者の移動ニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前の把握が重要となる情報 ・事前の把握が必要となる4項目を記載。また、対象者の身体の状態や家庭環境を加味して傾向を整理することも必要である旨を記載 ● 福祉部局や地域住民と連携したニーズ把握 ・福祉部局や地域住民と連携することで、表面化されない社会参加のニーズを抽出できる可能性がある旨を記載
			《ポイント2》ボランティアドライバーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアドライバーの育成のための工夫 ・地区ごとの登録や、講習会の実施などにより質が高くきめ細かいサービスの提供が可能となる旨を記載 ・[参考] 地域住民に「活躍の場」を提供することで、“住民の生きがいづくり”といったプラス効果も期待できる旨を記載
		移動サービスの導入にあたっての留意点	<p style="text-align: center;">位置の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まずは既存の公共交通との連携を視野に入れ、相互に組み合わせる形でサービスを提供することの検討が必要な旨を記載 ・公共交通を補完する移動サービスについては、直列的な考え方で整理 	
おわりに	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな交通サービスの導入に向けて ・ガイドラインを総括する内容を記載 ・第2章、第3章で説明した新たな交通サービスの導入にあたっては、安全な運行のため、関東運輸局山梨運輸支局への事前の相談が必要な旨を記載

大項目	中項目	小項目	記載内容（修正後）
公共交通及び公共交通を補完する移動サービス	公共交通を補完する移動サービスの円滑な導入・運用に向けたポイント	《ポイント1》対象者の移動ニーズ把握	<ul style="list-style-type: none"> ● 事前の把握が重要となる情報 ・事前の把握が必要となる4項目を記載。また、対象者の身体の状態や家庭環境を加味して傾向を整理することも必要である旨を記載 ● 地域住民と連携したニーズ把握 ・交通部局や福祉部局が地域住民と連携することで、表面化されない社会参加のニーズを抽出できる可能性がある旨を記載
		《ポイント2》ボランティアドライバーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティアドライバーの育成のための工夫 ・地区ごとの登録や、講習会の実施などにより質が高くきめ細かいサービスの提供が可能となる旨を記載 ・子育て支援団体等とも連携し、ノウハウを共有することも重要である旨を記載 ・[参考] 地域住民に「活躍の場」を提供することで、“住民の生きがいづくり”といったプラス効果も期待できる旨を記載
おわりに	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな交通サービスの導入に向けて ・ガイドラインを総括する内容を記載 ・第2章、第3章で説明した新たな交通サービスの導入にあたっては、安全な運行のため、関東運輸局山梨運輸支局などへの事前の相談が必要な旨を記載